

# 武雄市の『市花』『市木』を募集します

市では、新たに「市の花」

「市の木」を制定するにあたり、市のシンボルとして、また、市のイメージにふさわしく親しみやすい市花・市木を募集します。

## ◆応募資格

武雄市に住所を有する人、武雄市に勤務されている人、または武雄市出身の人。

## ◆応募規定

同一人による複数の応募はできません

## ◆応募方法

- ①市の花（選んだ理由）
- ②市の木（選んだ理由）
- ③住所
- ④氏名を明記の上、次のいずれかの方法でご応募ください。

官製はがき・FAX・Eメール・応募用紙（市内の各町公民館、本庁、山内支所、北方支所に専用の応募用紙と応募箱を設置します）

## ◆募集期間

8月1日（水）～31日（金）

## 旧市町の花と木

| 市町名 | 花    | 木  |
|-----|------|----|
| 武雄市 | つつじ  | 梅  |
| 山内町 | さざんか | 櫻  |
| 北方町 | つつじ  | まき |



## ◆選考方法

武雄市緑花整備審議会で審議します。

## ◆発表

市報、市のホームページで発表します。

## ◆参考

応募・問合せ先  
〒843-8639

武雄市武雄町昭和1-1  
まちづくり部  
都市計画課計画係  
電話 (23) 9418  
FAX (23) 9419  
Eメール  
toshi@city.takeo.lg.jp

# 計量器・・・正確ですか？ 計量器定期検査が実施されます

取引・証明の用途に使用される特定計量器（はかり）は、計量法により、2年に1度、定期検査を受けることが義務付けられています。

今年度、武雄市においては次のとおり定期検査が実施されますので、該当する計量器（はかり）をお持ちの方は、必ず受検してください。

なお、検査には手数料等が必要になります。

詳しくは左記へお問い合わせください。

## ■問い合わせ先

（社）佐賀県計量協会  
電話 0952(31)1411  
営業部農林商工課  
電話 0954(23)9335

| 期日      | 時間          | 場所           | 対象地区 |
|---------|-------------|--------------|------|
| 9月3日（月） | 10:00～15:00 | 山内農村環境改善センター | 山内町  |
| 9月4日（火） | 10:00～15:00 | 北方支所         | 北方町  |

※計量器の設置場所で行う「所在場所検査」は別途実施。

## 検査の対象となる計量器（例）

- ◇ 商店・露店・行商などで商品の売買に使用する計量器
  - ◇ 病院・薬局などで使用している調剤用の計量器
  - ◇ 病院・学校・保健所・幼稚園などで使用している身体検査用の体重計
  - ◇ 運送業者などが貨物運賃の算出などに使用する計量器
  - ◇ 農業・漁業などに従事するものが、農産物・水産物などの売買・出荷のために使用する計量器
  - ◇ 商店・工場などへの原材料の搬入（学校・病院などへの食材の搬入）、製品の販売・出荷のために使用する計量器
  - ◇ 公共機関への報告または統計の公表などを目的として行う計量に使用する計量器
- ## 検査の対象から除かれる計量器（例）
- ◇ 家庭用として使用する計量器
  - ◇ 事業所などで原材料の調合に使用する計量器
  - ◇ 郵便物の試しはかりとして使用する計量器
  - ◇ 農家で肥料配合用の試しとして使用する計量器
  - ◇ 飲食店などで調合用に使用する計量器
  - ◇ 検定に合格して間もない計量器
- ※定期検査を受けない計量器を取引・証明に使用しますと、計量法により50万円以下の罰金に処せられます。

# 年金加入記録 相談会のお知らせ

日時：8月9日（木）  
8月10日（金）  
9時～17時まで

場所：武雄市役所  
1階会議室

※お手持ちの年金手帳や年金証書、代理の方は委任状をご持参ください。

## 問合せ：

武雄社会保険事務所  
電話 (23) 0121